

職員の処遇改善等について

女満別福祉会では、以下の処遇改善の取り組みを行っております。(令和5年4月1日現在)

■処遇改善手当について ※金額は変更することがあります。

対象職員	特養、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所※に勤務する職員
支給時期	給与の支給時期に合わせて支給(毎月支給)
支給金額	正介護員：10,000円/月
	準介護員：9,000円/月
	臨時介護員：8,000円/月
	嘱託介護員：～8,000円/月 ※勤務時間数による
	非常勤介護員：～8,000円/月 ※勤務時間数による
	介護員以外の正職員：2,500円/月
	介護員以外の臨時職員：2,000円/月
	介護員以外の嘱託職員：2,500円/月

■特定処遇改善手当について ※金額は変更することがあります。

対象職員	特養、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所※に勤務する職員
支給時期	賞与の支給時期に合わせて支給(3月、6月、12月)
支給金額	経験10年以上の介護福祉士(正職) ※年収440万円以上：11,063円/月額換算
	経験10年以上の介護福祉士(正職) ※年収440万円未満：18,305円/月額換算
	上記以外の介護員：10,545円/月額換算 (注) 非常勤職員は勤務時間数で按分算定。
	その他の職種：5,091円/月額換算 (注) 非常勤職員は勤務時間数で按分算定。

■ベースアップ等支援手当について

対象職員	特養、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所※に勤務する職員
支給時期	給与の支給時期に合わせて支給(毎月支給)
支給金額	正介護員：6,000円/月
	準介護員：6,000円/月
	臨時介護員：6,000円/月
	嘱託介護員：～6,000円/月※勤務時間数による
	非常勤介護員：～6,000円/月※勤務時間数による
	介護員以外の正職員：6,000円/月
	介護員以外の臨時職員：6,000円/月
	介護員以外の嘱託職員：6,000円/月

※居宅介護支援事業所に勤務する職員についての処遇改善は法人持ち出し

■職場環境の改善について

分類	概要	当苑の取組内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援等	・介護福祉士や介護支援専門員等を取得するため、または介護職員初任者研修を受講するための受験費用等の助成
労働環境の改善・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター制度等導入	・新人介護員の介護技術習得・メンタルサポートのため、特養介護部門において、エルダー&メンター制を導入済
	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	・タブレット端末と電子記録システムの導入により業務量の縮減
	健康診断・こころの健康等健康管理面の強化、分煙スペース等の整備	・人間ドックの推進（費用助成） ・中庭に喫煙室を設置
その他	非正規職員から正規職員への転換	・介護福祉士を取得した職員（主に臨時職員）を正職員へ登用